

## 自営業者の扶養認定について

### 【自営業者とは】

自営業者とは、自ら事業を営営することを選択した者であり、社会通念上、経済的に自立した存在であり、事業の結果に対し責任を負い、自ら生計を維持することを選択した者となり、社会保険の制度上、原則として国民健康保険への加入が原則となります。

ただし、事業経営者であるのに被保険者の支援がなければ生活ができないという場合は、事業内容や収入状況を十分に確認した上で、被扶養者として認定される場合があります。また、経営状態の悪化など、収入減少が一時的である場合は被扶養者として認められません。一時的ではなく、継続して被保険者の収入により生活の大半を維持されている方が認定対象となります。

### 【自営業者の収入】

自営業の収入とは、確定申告における所得金額ではなく、事業で得た売上金額から売上原価と直接的必要経費（その費用なしには事業が成り立たない経費のこと）を差し引いたものです。

$$\text{自営業の収入} = \text{【 売上金額 - ( 売上原価 + 直接的必要経費 ) 】}$$

### 【添付書類】

1. 青色申告決算書
2. 収支内訳書等

### 【直接的必要経費として認める経費・認めない経費】

税法における特別控除や青色申告税法における特別控除や青色申告等基礎控除は、実際の経費ではありませんので、直接的必要経費として認められません。

給料賃金等は、従業員に対して賃金を支払う能力があるものと考えられ、主として被保険者によって生計維持されているとは言い難いため、認められません。

旅費交通費は、セミナー等の自己啓発的なものへの出席のための費用は認められません。

「○」・・・直接的必要経費として認める経費

「×」・・・直接的必要経費として認めない経費

「△」・・・自宅住所と事業所住所が明確に別であると判断できる場合で、内容によっては直接的必要経費として認める可能性がある経費

### 一般所得

科目名	判定	科目説明
売上原価	○	
租税公課	×	
荷造運賃	△	販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃
水道光熱費	△	水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費
旅費交通費	△	電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代
通信費	△	電話料、切手代、電報料
広告宣伝費	×	

科目名	判定	科目説明
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代
消耗品費	△	帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費、什器備品の購入費
減価償却費	×	建物、機械、船舶、車両、器具備品などの償却費
福利厚生費	×	
給料賃金	×	
外注工賃	×	
利子割引料	×	
地代家賃	△	店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や店舗、工場、倉庫等を借りている場合の家賃など
貸倒金	×	
雑費	×	

#### 農業所得

科目名	判定	科目説明
雇人費	×	
小作料・賃借料	○	農地の賃借料、農地以外の土地、建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの共同施設利用料
減価償却費	×	
貸倒金	×	
利子割引料	×	
租税公課	×	
種苗費	○	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用
素畜費	○	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
肥料費	○	肥料の購入費用
飼料費	○	飼料の購入費用
農具費	○	使用可能期間が1年未満又は取得価格が10万円未満の農具の購入費
農業衛生費	○	農薬の購入費用や共同防除費
諸材料費	○	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費
修繕費	△	農機具、農業用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用
動力光熱費	△	電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費

科目名	判定	科目説明
作業用衣料費	○	作業衣、地下足袋などの購入費用
農業共済掛金	×	
荷造運賃手数料	△	出荷の際の包装費用、運賃や出荷（荷受）機関に支払う手数料
土地改良費	○	土地改良事業の費用や客土費用
雑費	×	

#### 不動産所得

科目名	判定	科目説明
給与賃金	×	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	賃貸している建物の敷地の地代
借入金利子	×	
租税公課	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	賃貸している建物等についての修繕のための費用
雑費	×	